

## 京都市障害者情報バリアフリー化支援事業要綱を廃止する要綱

京都市障害者情報バリアフリー化支援事業要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 廃止前の京都市障害者情報バリアフリー化支援事業要綱の規定に基づき提出された申請書を受理したものについては、この要綱の施行後も、なお効力を有する。